

船舶通航信号所

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称	備考
359	8108	瀬戸内海 東部(Ⅱ)	大阪 Osaka			廃止
360	8109	瀬戸内海 東部(Ⅱ)	神戸波止 Kobchatoba			廃止

港則法規則・・・港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)

航路・・・・・・港則法施行規則別表第2に掲げる航路のうち、浜寺航路、堺航路、大阪航路、神戸中央航路、新港航路及び神戸西航路並びに海交法別表に掲げる明石海峡航路をいう。

361	8404	瀬戸内海 東部(Ⅱ)	神戸 Kobe	34 39.1N 135 13.1E	おおさかマーチス
-----	------	---------------	------------	-----------------------	----------

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 MF 無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) MF 無線電話による場合

a 航路及び阪神港(港則法規則別表第1 阪神の部に掲げる堺泉北区、大阪区及び神戸区に限る。)における船舶の交通の制限又は禁止の状況

b 変更なし

c 長さ160m以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第22条第4号に規定する船舶をいう。)の明石海峡航路入航予定時刻、船名、総トン数等

d 明石海峡航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況

e 変更なし

f 明石海峡航路及びその付近の海域において霧等が発生した場合における視程の状況

g 変更なし

(イ) インターネット・ホームページによる場合

a 変更なし

b 南港水路(港則法規則第33条第1項に規定する南港水路をいう。)を航行しようとする総トン数5,000t以上の船舶、堺水路(港則法規則第33条第2項に規定する堺水路をいう。)を航行しようとする総トン数3,000t以上の船舶、浜寺水路(港則法規則第33条第3項に規定する浜寺水路をいう。)を航行しようとする総トン数10,000t以上の船舶及び神戸中央航路を航行しようとする総トン数40,000t以上の船舶(油送船にあっては1,000t以上)の入出航予定時刻、船舶名、総トン数等

c 南港水路、堺水路、浜寺水路及び神戸中央航路における港内信号(港則法規則別表第4に定める信号をいう。)の現状及び予告

d 大阪湾海域、播磨灘海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況

e 大阪湾海域、播磨灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

f 明石海峡航路における潮流の状況

g 大阪湾海域及び播磨灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

h 大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(ウ) 船舶自動識別装置による場合

a 変更なし

b (イ)(a, b, c及びdを除く。)に掲げる事項

c 変更なし

ウ 変更なし

(2) 船舶を特定して行われる情報の提供

ア 方法 VHF 無線電話又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) VHF 無線電話による場合

a 変更なし

b 大阪湾海域のうち神戸船舶通航信号所から約 18M 以内の海域及び播磨灘海域のうち江崎灯台から約 10M 以内の海域のうち、主として明石海峡航路及び同航路に至る主要通航路並びにその周辺海域(以下「情報提供可能海域」という。)にある準特定船舶に対する海交法規則第 23 条の 2 第 3 項各号に掲げる事項に準ずる事項

c～d 変更なし

(イ) 変更なし

ウ 変更なし

2～4 変更なし

5 1～3 項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電話	078-302-8101 078-302-8102 078-302-8103	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし
備考 航路及び阪神港における船舶の航行の制限(航行の禁止を含む。)が行われた場合若しくは同制限が解除された場合又は大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等が発生した場合における MF 無線電話による一般情報の提供は、MF 無線電話の項実施時期の欄に掲げる事項によらず、適時その情報を提供する。			

※ 船舶気象通報の「電話、インターネット・ホームページ」の (P. 392) の表を次のとおり変更します。

神戸船舶通航信号所 (神戸第二信号所) (風向、風速)	078-334-2177 (第五管区海上保安本部) https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/kobe_vtss/kisyuu/index.html
-----------------------------------	--

お詫びとお知らせ

灯台表第1巻追加表第39号（2023年10月13日発行予定）につきまして、誤った資料（PDFファイル）が10月6日（金）午前10時頃まで当HPに掲載されました。ダウンロードされた方は廃棄をお願いします。正しい資料は、本PDFファイルとなります。ご迷惑をおかけしますことをお詫びします。